

大規模小売店舗立地法届出 DURATION (名古屋市)

店名：テンポSHOP 名古屋〇〇店

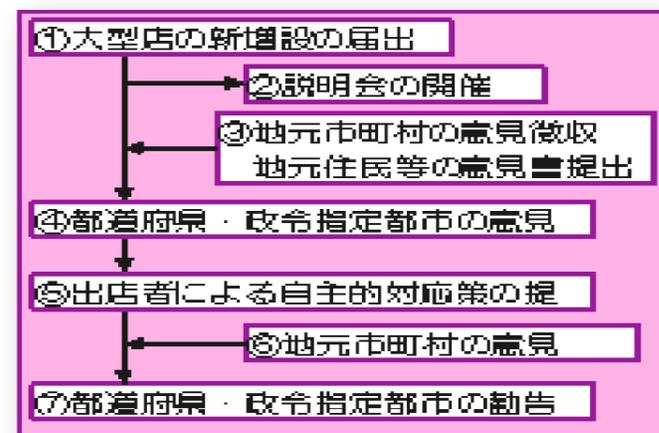
Planout : Tempo-create

立地法手続関連作業項目	1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目	6ヶ月目	7ヶ月目	8ヶ月目	9ヶ月目	10ヶ月目	11ヶ月目	12ヶ月目	13ヶ月目
地域貢献ガイドライン対応 (名古屋市条例)	計画概要書作成 →		(条例手続3ヶ月)		地域貢献計画書作成 →								
大規模小売店舗立地法 手続・届出等		概要書提出 ●	地域説明会開催 ●			市提出 ●	地域貢献懇談会開催 ●						
地元説明会							平日夜or休祭日の日中に1回開催 →						
公告・縦覧							住民意見提出 →						
名古屋市の意見													市長結審 ●

■大規模小売店舗立地法について

平成12年6月1日に「大規模小売店舗立地法」が施行されました。

この法律は、大規模小売店舗の立地に際して発生しうる交通渋滞や交通安全、騒音等の問題に対し、大規模小売店舗の設置者(出店者)がその店舗の配置及び運営方法について適正な配慮を行っていくことで、周辺の地域の生活環境を保持しつつ、大規模小売店舗の立地が適正に行われることを確保するための手続きを定めたものです。



※大規模小売店舗とは？

一の建物であって、その建物内の店舗面積〔小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む)を行うための店舗の用に供される床面積)の合計が1,000m²を超えるものです。

大規模小売店舗立地法の手続きのフロー

(「大規模小売店舗立地法」より作成)